

- 平成27年1月に定めた「宇宙基本計画」に基づき、「宇宙安全保障の確保」「民生分野における宇宙利用推進」「産業・科学技術基盤の維持・強化」を着実に推進。また、宇宙2法の成立により、今後さらなる宇宙産業の拡大が期待。
- 平成27年12月に続き2度目となる「工程表」の改訂を通じて、政策の一層の具体化・加速を図る。

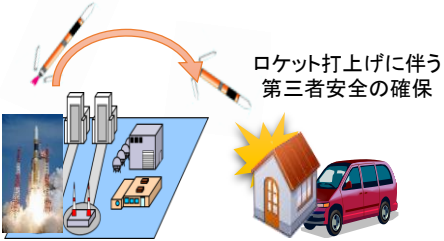
宇宙基本計画に基づく着実な進展

宇宙2法の国会成立（平成28年11月16日に公布）

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（宇宙活動法）
衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（衛星リモセン法）

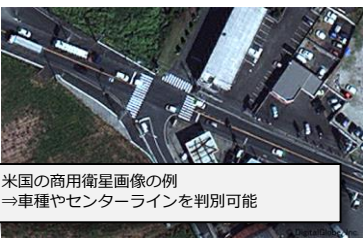
宇宙活動法

- 民間の宇宙事業参入を見据え、基盤となる制度を整備。人工衛星の打上げ・管理を許可制とし、安全基準を明確化。
 - 打上げ者に第三者損害賠償保険の締結等を義務づけ、政府補償制度を導入。
- ※ 公布日から1年以内に基準類整備、2年以内に施行予定。



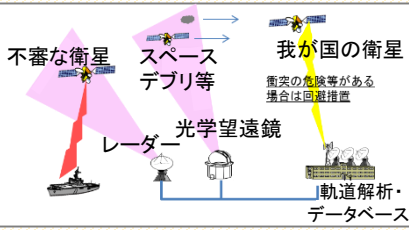
衛星リモセン法

- 高性能なりモセン衛星による記録が国際テロリスト等に流出しないよう、国による許可・監督を実施。
 - 基準明確化により、リモセン記録を活用した新産業への参入を促す。
- ※ 公布日から9か月以内に基準類整備、1年以内に施行予定。



宇宙安全保障の確保

- 我が国の宇宙システムが宇宙デブリとの衝突等を回避するために必要となる宇宙状況把握（SSA）体制の構築に着手。
- 海洋本部にて海洋状況把握のために、衛星情報の試験的利活用を決定。



民生分野における宇宙利用推進

- 11月に「ひまわり9号」の打上げに成功。（H-IIAロケットの成功率97%）
- 3月にUAE火星探査機打上げを受注。
- 9月に日トルコ宇宙対話を実施。
- 準天頂衛星を利用した防災システムの実証を実施



産業・科学技術基盤の維持・強化

- 7～10月に大西飛行士が国際宇宙ステーション（ISS）に長期滞在。宇宙への累積滞在日数は米露に続き3位。
- ISS運用期間の延長に伴い、新たな日米協力に係る協議を開始し、機能集約した新しいISS補給機「HTV-X」の開発計画に着手。



工程表改訂のポイント

1. 個別プロジェクトの検討具体化・加速

・衛星プロジェクトの推進

- 準天頂衛星の7機体制（平成35年度目途）の構築に向け、平成29年度に2・3・4号機を打上げ、初号機後継機の平成32年度打上げ、性能向上のための研究開発体制を整備。
- 情報収集衛星について、光学多様化1号機及びデータ中継衛星の開発、平成29年度に情報収集衛星の光学6号機の打上げ、10機の整備の計画について検討
- 温室効果ガス観測技術衛星（GOSAT）3号機への水循環変動観測衛星（GCOM-W）後継センサの相乗り搭載性の調査・検討を平成29年度中に実施

・宇宙輸送システム

- H3ロケットの平成32年度の初号機打上げを目指し、平成29年度に詳細設計を完了

・宇宙状況把握（SSA）、スペースデブリ対策

- 防衛省内に専従組織を設置しシステム全体の設計に着手。米国との連携協議を実施。スペースデブリ対策に官民で取り組む（国際ルールやガイドライン作り、研究開発）

・海洋状況把握（MDA）

- 平成29年度に「海洋状況表示システム」への情報提供と衛星情報の活用可能性検討

・宇宙システム全体の抗たん性強化（強靱化）

- 関係府省の連携により、年度内に基本的考え方を策定。平成29年度以降、抗たん性強化に向けた具体的な取組を実施

・宇宙科学・探査

- 平成29年度にX線天文衛星代替機の開発着手、平成32年度打上げを目指す

・基盤的取組

- 平成29年度に宇宙活動法の射場認定基準策定
- 衛星データの利活用に資する基盤の整備について、平成29年度に具体的検討
- 宇宙資源の探査・開発について、平成29年度より国際動向を収集し、将来の取組を研究

2. 宇宙システム海外展開の一層の推進

- 「宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援の基本方針」に基づく取組の推進
- 官民で一体的に推進する枠組みの検討
- タイ、インドネシアをはじめとしたASEAN協力パイロット事業の推進

3. 宇宙産業の振興

- 宇宙機器・利用産業の一層の拡大に向けた方策を検討中。来春に「宇宙産業ビジョン」を取りまとめ。その成果を速やかに具体化し、実施。